No.271

平成23年2月20日

◎組合からのお知らせ

- 行事報告
- 組合員の異動等
- お知らせ (訃報)

◎主な行事予定

- 全国農薬協同組合
- 全国農薬業厚生年金基金

◎農林水産省等行政からのお知らせ

- ・無人ヘリコプターによる空中散布等に伴う事故情報の報告依頼について
- ・特定農薬(特定防除資材)の検討対象としない資材について(通知)
- 特定農薬(特定防除資材)の検討対象としない資材に関する指導通知

◎海外ニュース等

- FDA 食品安全近代化法(強化法)に関する背景(米国)
- ・FDA 食品安全近代化法(強化法)に関する Q&A (米国)

◎第74回植物防疫研修会修了者名簿

◎全農薬ひろば

・世界らん展(日本大賞)



全国農薬協同組合

〒 101-0047 東京都千代田区内神田 3-3-4 全農薬ビル 電話 **03-3254-4171** Fax.**03-3256-0980** http://www.znouyaku.or.jp E-mail:info@znouyaku.or.jp

<

組合からのお知らせ

1.農薬工業会平成23年度賀詞交歓会

日時: 平成23年1月5日(水)、12時30分~14時00分

場所:経団連会館2F「経団連ホール」

出席者:青木理事長、鈴木常務理事、松木理事相談役、池田経済活動委員長

全農薬事務局(堀江専務理事、宮坂技術顧問)

2. (社) 日本植物防疫協会シンポジウム「ポジテイブリスト制度後の5年間」

日時:平成23年1月17日(月)、10時~17時00分

場所:日本教育会館ーツ橋ホール

開催趣旨:平成18年から残留農薬基準にポジテイブリスト制度が導入され、間もなく5年が経過しようとしている。本制度の導入に伴い、生産現場のみならず農薬のリスク評価にも多くの検討課題が生じ、解決に向けた取組が精力的にすすめられてきた。本シンポジウムでは、制度導入に伴ってどのような課題が発生したのか、それらの解決はどこまですすんだのかを検証し、今後の課題を探る。

参集範囲:国及び都道府県の行政・試験研究機関・普及指導機関、独立行政法人、大学、JA、農薬企業、防除機企業及び関係団体 600名

○主催者(社)日本植物防疫協会の岩本毅理事長挨拶

平成 18 年以降ポジティブリスト制度が導入されて以来、関係機関の皆さんが課題解決のために費やされたエネルギーは計り知れないものがある。これまでのところ大きな問題を見ることなく経過していることは、植物防疫事業関係者の地道な取り組みとして高い評価が与えられても良いと考えている。当協会も事の重大性に極めて多くの困難な課題に取り組み関係者の期待に応える成果をあげることができた。しかしながら、このような努力を重ねても、それぞれの地域では話題となる事故や基準超過となる事故が時折発生して報道機関に取り上げられてしまったケースもある。その要因が極めて多岐にわたっているため未然防止対策に限界があり、指導機関関係者の共通する悩みでもある。と同時に、基準値をわずかに超過したことが判明すると、回収や廃棄といった厳しい措置を迫られ、過剰規制ではないかとの声も強くなってきている。

今後も農産物の安全性確保のうえで、農薬に対していわれのない注文が付けられることの無いよう不断の努力が必要である。ポジティブ制度をめぐる諸問題の根本的な解決のためには、一律基準の見直しを含めた食品安全行政の再点検とともに、食の安全に対する科学的な見地に立った認識を深めていく必要がある。その一方で、生産者が安心して病害虫・雑草防除を実施できるようすぐれた防除技術の開発を一層促進していくことが重要である。本日のシンポジウムでは、こうした問題意識を踏まえポジティブリスト制度導入がもたらした課題と対応状況を振り返って総括することにより、今後どのような対応が必要なのかを考える機会としたい。とあいさつした。

プログラム (講演内容、講師):

- ・制度導入後の農産物からの残留農薬の検出状況
 - : 全農営農・技術センター 島村祐二氏
- ・制度導入に伴って発生した農薬リスク評価上の課題と対応状況
 - : 農薬工業会 服部光雄氏
- ・制度導入に伴う生産現場の対応と課題
 - : 岩手県病害虫防除所 築地邦晃氏、岐阜県農業技術センター 天野昭子氏
- ・制度導入を契機とした新たな技術開発:調査検討と技術開発の全体動向
 - :日本植物防疫協会 事務局
- ・飛散低減ノズルの開発と普及状況:ヤマホ工業㈱ 東 恵一氏
- ・水稲用微粒剤Fの開発:クミアイ化学工業㈱製剤技術研究所 藤田茂樹氏
- ・質疑応答

出席者:全農薬事務局(堀江専務理事、宮坂技術顧問)

なお、講演要旨は本部で保管。

3.全農薬受発注システム利用メーカー協議会

日時:平成23年1月19日(水)、15時30分~17時

場所:全農薬9F会議室

内容:

- ・平成23年度の課題取組について
- ・利用組合員との面談スケジュールについて

出席者 (メーカー):

シンジェンタジャパン(株)、住友化学(株)、日産化学工業(株)、明治製菓(株)、日本農薬(株) バイエルクロップサイエンス(株)、丸和バイオケミカル(株)、(株)電算システム 事務局(堀江専務理事)

4.全国農薬業厚生年金基金資産運用委員会、財政検討委員会

- ・日時:平成23年1月27日(木)、午後1時~
- · 場所: 全農薬9F会議室
- ・出席者:大森理事長(全国農薬業厚生年金基金)他

5.第74回植物防疫研修会

· 日時: 平成23年1月24日(月)~28日(金)

・場所:(社)日本植物防疫協会会議室

・人数:29名(全農薬関係者)



○開会式での研修生の様子

○開会式で研修生に挨拶する岩本日植防理事長



○今回から村井委員長に代わり新たな研修委員長になられた永田徹委員長。 研修会最終日に研修生に向かって新委員長と

しての抱負を語る。

・出席者:田中安全協会長 宮坂技術顧問

6. 第4回環境保全型農業シンポジウム

·日時:平成23年2月17日(木)午前10時~午後5時

・場所:日本教育会館ーツ橋ホール

・プログラム(敬称略)

・開会挨拶:森達也(日本微生物防除剤協議会代表幹事)





・基調講演:環境保全型農業の推進:望月光顕(農水省生産局農業環境対策課課長補佐)

・特別講演:農業こそ21世紀の環境ビジネスだ!~有機・環境保全型農業の広がりとマーケットの可能性~



徳江倫明(エフティピーエス株式会社代表取締役、フードトラスト協会代表、NPO法人IFOAMジャパン副理事長、青果物流通研究会会長、オーガニックマーケテイング協議会代表)

- **先進事例紹介**:座長:高橋賢司(社)日本植物防疫協会技術顧問
- ・環境保全型農業と「いわて純情米」の生産について
 - : 千葉 丈(全国農業協同組合連合会岩手県本部営農対策部次長)
- ・IPMの普及方法から見た微生物資材
 - : 黒木修一(宮崎県農政水産部営農支援課 副主幹)



写真左は、 全農薬組合員会社の協力例を挙げ講演する黒木修一氏

- ・環境保全型農業のトップランナーを目指して: ~高知県での I PM普及と今後の展望 ~ 岡林俊宏(高知県農業振興部環境農業推進課 環境担当チーフ)
- ・植物ウイルス病ワクチンの開発と普及~今後の課題と方向性~ 小坂能尚(京都府農林水産技術センター生物資源研究センター所長)

◎微生物防除剤の上手な使い方・IPM技術紹介

- ・水稲種子消毒剤「タフブロック」の活用事例:天井伊広(協友アグリ株式会社)
- ・新しい微生物殺菌剤「フィールドキーパー」「ベジキーパー」の上手な使い方
 - : 塩田正幸(セントラル硝子株式会社)
- ・微生物殺虫剤「ゴッツA」の上手な使い方
 - : 西川章(住友化学株式会社)
- ・施設栽培での黄色粘着版と「ボトキラー水和剤」を中心とするIPM技術
 - : 林英明(出光興産株式会社)
- ・閉会挨拶:国見裕久(東京農工大学大学院農学研究院長・農学府長 農学部長)
- · 出席者: 全農薬事務局(堀江専務理事、宮坂技術顧問)

組合員代表者変更

- 〇 グリーンテック株式会社(代表取締役社長)
 - (旧) 松永碩茂 ⇒ (新) 安部了一(平成23年2月15日付け)
- 〇 アグリビジネス高知株式会社(代表取締役社長)
 - (旧) 矢野達也 ⇒ (新) 安岡龍二



皇居東御苑の「河津桜」(M)



今、盛りの静岡本物の「河津桜」です。

計 報



○ 山形日紅㈱相談役飯田常五郎儀(飯田喬之社長のご岳父)のお別れの会

- ・日時:平成23年1月19日(水)午後3時30分~午後5時30分
- ・場所:パレスグランデール 山形市荒楯町一丁目17-40
- ・山形日紅㈱相談役飯田常五郎儀におかれましては、平成22年12月22日(水)にご逝去されました。(享年96歳)。なお、葬儀は近親者にて済まされております。
- 中川薬品㈱:中川照子儀(中川幸紀社長のご母堂)
- ・日時:平成23年1月17日(月)午後7時~(通夜)
- 1月18日(火)午後1時~(告別式)
- ・ご逝去日時:平成23年1月15日(土)午後4時13分(享年84歳)
- ㈱栗原弁天堂:栗原和子儀(栗原秀樹社長のご義母)
- ・日時:平成23年2月16日(水)午後6時~(通夜)

2月17日(木)午前11時~(告別式)

・ご逝去日時:平成23年2月12日(土)午前4時47分(享年83歳)

謹んでお悔やみ申し上げます(合掌)



主な行事予定

[全国農薬協同組合]

平成23年

4月14日(木) 第253回理事会

6月18日(土) 農薬シンポジウム(鳥取県米子市)

6月22日(水) 農薬シンポジウム(北海道札幌市)

7月 2日(土) 農薬シンポジウム(鳥取県鳥取市)

7月14日(木) 第37回安全協常任幹事会(東京ガーデンパレス)

7月20又は21日 農薬シンポジウム (鹿児島県鹿児島市)

9月15日(木) 第254回理事会

10月25日(火) 監査会

11月15日(火) 第255回理事会

11月16日(水) 第46回総会・第34回全国集会・情報交換会(平河町:海運クラ

ブ)

12月 8日(木) 第256回理事会



[全国農薬業厚生年金基金]

平成23年

3月 2日(水) 代議委員会及び理事会

[その他植防団体総会等]

平成23年

5.月24日(火) (社)緑の安全推進協会総会(南青山会館)

5月25日(水) (社)日本植物防疫協会総会(ホテル・ラングウッド)

5月26日(木) (社)農林水産航空協会総会

5月31日(火) (財)残留農薬研究所総会(法曹会館)

農水省等行政からのお知らせ

1. 無人ヘリコプターによる空中散布等に伴う事故情報の報告依頼について

22消安第7704号 平成23年1月28日

北海道農政部長 各地方農政局消費・安全部長 内閣府沖縄総合事務局農林水産部長

〔農林水産省〕消費・安全局植物防疫課長

無人ヘリコプターによる空中散布等に伴う事故情報の報告依頼について

無人へリコプター(「無人へリコプター利用技術指導指針」(平成3年4月22日付け3農蚕第1974号農蚕園芸局長通知。以下「指導指針」という。)第2の1で定める無人へリコプター。以下「無人へリ」という。)による空中散布等に当たっては、これまで、指導指針等により安全対策の指導を行ってきたところであるが、無人へりによる空中散布等の利用が増加する中、その事故の防止対策の強化が喫緊の課題となっている。

このためには、事故発生を早期に把握し、事故情報の提供による注意喚起を行うとともに、収集された事故情報の分析を行い、事故防止のポイントを整理、公表することにより、事故防止へ反映することが必要である。

このため、都道府県と国との間で、無人へりによる空中散布等に伴う事故(以下「無人へり事故」という。)情報の報告体制を構築することとする。

ついては、本件について御理解の上、【貴局管内<u>都</u>府県に対し、】無人へリ事 故情報について、別添報告要領に基づき報告頂くよう依頼願いたい。

(施行注意)

- 1. [] 内は北海道宛て及び内閣府沖縄総合事務局宛てに付する。
- 2. 【 】内は、各地方農政局宛て及び内閣府沖縄総合事務局宛てに付する。

「無人へリコプターによる空中散布等に伴う事故情報」報告要領

第1 趣旨

無人ヘリコプター(以下「無人ヘリ」という。)による空中散布等に当たっては、これまで、「無人ヘリコプター利用技術指導指針」(平成3年4月22日付け3農蚕第1974号農蚕園芸局長通知。以下「指導指針」という。)等により安全対策の指導を行ってきたところであるが、無人ヘリによる空中散布等の利用が増加する中、その事故の防止対策の強化が喫緊の課題となっている。

このためには、事故発生を早期に把握し、事故情報の提供による注意喚起を行うとともに、収集された事故情報の分析を行い、事故防止のポイントを整理、公表することにより、事故防止へ反映することが必要である。

このため、都道府県と国との間で、無人ヘリによる空中散布等に伴う事故 (以下「無人ヘリ事故」という。)情報の報告体制を構築することとする。

第2 定義

- 1 この要領において、「無人ヘリコプター」、「空中散布等」、「実施主体」、「無人ヘリコプター協議会」、「地区別協議会」は、指導指針第2で定めるものをいう。
- 2 この要領において、「地方農政局消費・安全部安全管理課等」とは、北 海道においては農林水産省消費・安全局植物防疫課、沖縄県においては内 閣府沖縄総合事務局農林水産部消費・安全課、それ以外の都府県において は各地方農政局消費・安全部安全管理課をいう。

第3 報告の範囲

無人ヘリによる空中散布等に伴う以下の事故情報。

- 1 人身事故 [散布作業関係者(操作要員、補助員等)に係る軽微なものを 除く]
- 2 物損事故〔軽微な機体損傷のみのものを除く〕
- 3 農薬事故 [ドリフトや農薬流出による事故等]
- 4 社会的影響等を勘案し、報告が必要と考えられる事故
- ※ その他、安全対策の強化に役立つと思われる情報を入手した場合も情報 提供願いたい (様式不問)。

第4 報告方法

- 1 都道府県は、実施主体や無人へリコプター協議会、地区別協議会等から 事故情報を入手した場合は、地方農政局消費・安全部安全管理課等へ報告 する。
- 2 都府県から報告を受けた各地方農政局消費・安全部安全管理課等は、農 林水産省消費・安全局植物防疫課へ報告する。

第5 報告內容

別紙様式のとおり。

第6 開始時期

平成23年4月1日

(上記の日以降に発生した事故を対象とする。)

第7 情報の取り扱い

1 情報の利用

報告された事故情報は、農林水産省消費・安全局植物防疫課で管理し、 事故発生を早期に把握し、事故情報の提供による注意喚起を行うとともに、 収集された事故情報の分析を行い、事故防止のポイントを整理、公表し、 事故防止へ反映するために利用する。

2 情報の管理

報告された事故情報は、1の目的以外には使用しない。個人情報や特定の地域の情報等については、関係法令に基づき慎重を期して取り扱うものとし、提出された個票をそのまま公表することはしないこととする。

別紙様式

無人ヘリコプターによる空中散布等に伴う事故情報 (第 報)

報告者所属•氏名:

連絡先:

報告日時:平成 年 月		()	時	/.
-------------	--	-----	---	---------------

【基本情報】 ※ 初期の報告(第1報など)については、事故発生の報告を優先し、報告時点で記入可能な情報のみで可

,	出いる。日本以り	6 V C 1-1												
1	発生日時	平成	年	Ξ	月	布作		(44 B)	時時	分 分		
2	 発生場所(都道府県名から)				\ 1 1X	10 (F)	*17	1130	i H∡L [≢	·	нд	/1	,	
3	作業時の気象状況	天気	<u> </u>		(気)	扁)				風向・	風速			
4	作業内容	作物	<u> </u>				T.	対象	独病等	害虫等				
	11711-1	薬剤	<u> </u>				_L				<u> </u>			
5	薬剤	希釈(一世	 対布 i	 前積載:				
6	使用機種							1						
		勘布包	委託者											
7	実施主体		·····································		 ******	×1		*****	*******					
		צ נור אַן	Z:#1219 (F	יווי גוּ:	天加七	1/								
8	作業実施体制	オペレ	ーター		名	合	図:	マン		2	i (その他)	名
	該当に○→	人身	事故		物損	事故	•		農	薬事故		その	他	
	事故の概要				*************	1441015145			шин					
9	(例:電線に接触後、水田横 の道路に墜落し、機体は大 破した、等)													
	被害状況	(もし	該当に(Ͻ /着色	3)	***************************************			有	の場合	、その	内容		
	人への被害	無	確認中	:	1		••••••							
	家畜への被害	無	確認中	1 7	1									
	農作物への被害	無	確認中	1 7	1									
10	薬剤の流出	無	確認中	1 7	a									
	機体の損傷	無	確認中	1 7	Ī									
	架線の切断※有の場合、内容欄に停電の有無も記載	無	確認中	1	=									
	周辺建物への被害	無	確認中	1 7	1									
	その他の被害													

【対応状況等】 ※ 初期の報告(第1報など)では提出しないでも可

111	被害への対応状況		
注1.	その他(警察、消防等の対応、取材・報道状況等)	を添付(可能であれば現場写真も添付)	4
注2.	報道記事等あれば添付	でぶい(可能でめれば、現場与真も添い) † (第1報など)では提出しないでも可	
13			
【再発	防止対策] ※ 初期の執	设告(第1報など)では提出しないでも可	
14			

2. 特定農薬(特定防除資材)の検討対象としない資材について

22 消 安 第 8101 号 環水大土発第 110204001 号 平 成 23 年 2 月 4 日

都道府県知事 関係団体 宛

農林水産省消費 • 安全局長

環境省水·大気環境局長

特定農薬(特定防除資材)の検討対象としない資材について

特定農薬(以下「特定防除資材」という。)は、農薬取締法(昭和23年法律第82号。以下「法」という。)第2条第1項ただし書の規定に基づき、原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかなものとして農林水産大臣及び環境大臣が指定する農薬とされている。

農林水産省及び環境省では、平成14年に実施した調査で得られた特定防除資材の候補となる資材の情報を基に、農業資材審議会農薬分科会特定農薬小委員会及び中央環境審議会土壌農薬部会農薬専門委員会合同会合(以下「合同会合」という※。)の審議を踏まえ、平成15年3月に、食酢、重曹及び使用場所と同一の都道府県内で採取された天敵を特定防除資材として指定した。また、合同会合における審議の結果、特定防除資材に該当しないとされた資材については、「特定農薬(特定防除資材)に該当しない資材の取扱いについて」(平成16年4月23日付け15消安第7436号・環水土発第040423001号農林水産省消費・安全局長、環境省環境管理局水環境部長連名通知。以下「平成16年通知」という。)においてその取扱いを示してきたところである。

上記以外の資材については、特定防除資材としての指定の判断が保留され、これら資材の安全性及び使用実態に関して更なる情報収集を行い、それを基に合同会合で審議が進められた。

その審議を踏まえ、今般、判断が保留された資材について、別記のとおり分類し、別表 1から別表3までに掲げる資材については特定防除資材の検討対象としないこととする。

特に、別表1又は別表2に掲げる資材については、法で定める場合を除き、農林水産大臣の登録を受けなければ、農薬として製造、加工若しくは輸入、販売又は使用をしてはならないので、貴職におかれては、この旨御了知の上、貴県内の関係者への周知及び指導の徹底に努められたい。

なお、別記の分類に、平成 16 年通知に掲げた資材を含めたことに伴い、平成 16 年通知を廃止するので、併せて御了知願いたい。

※平成17年3月31日からは、農業資材審議会農薬分科会特定農薬小委員会及び中央環境 審議会土壌農薬部会農薬小委員会合同会合。また、平成22年7月26日からは、農業資材 審議会農薬分科会特定農薬小委員会及び中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会特定 農薬分科会合同会合。

※平成17年3月31日からは、農業資材審議会農薬分科会特定農薬小委員会及び中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会合同会合。また、平成22年7月26日からは、農業資材審議会農薬分科会特定農薬小委員会及び中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会特定農薬分科会合同会合。

別記 特定防除資材の検討対象としない資材の整理について

分類					
別表1	名称から資材が特定できないもの				
別表2	資材の原材料に照らし使用量や濃度によっては農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがあるもの				
別表3	法に規定する農薬の定義に該当しないもの				

別表1 名称から資材が特定できないもの

番号	資材名
1	青草(雑草やわき芽、ハーブなど)
2	油粕
3	アルカリ性ビルダー

4	安定剤
5	いね科植物
6	エビ類
7	オーシャンナーゼ
8	貝化石
9	海水
10	海草(食用のものを除く)
11	海洋深層水から作られた塩
12	核酸関連物質
13	過酸化脂質
14	カツオの魚体
15	力二類
16	カンフル剤
17	ギシチャー
18	キレート亜鉛
19	キレート鉄
20	鶏骨
21	ケイ素を含む鉱石
22	コーゲンターゼ
23	鉱滓粉末
24	酵素、総合酵素、タンパク質分解酵素

25	高分子ポリマー
26	香料
27	コトニー
28	根粒菌
29	魚、小魚、魚粉
30	魚煮出し分解濃縮液
31	酒粕
32	雑穀
33	山野草
34	CSL(コーンスティープリカー;トウモロコシを浸漬した、コーンスターチの生産過程で生じる副産物)
35	ジークン
36	食品添加物
37	シルクパウダー
38	スモーク油乳化剤
39	洗濯の廃液
40	堆肥
41	竹
42	脱酸素剤
43	多糖類
44	炭酸塩有機酸
45	淡水藻類

46	炭素酸(コークス、無煙炭)
47	中性洗剤
48	直鎖アルキルベンゼン系
49	土
50	電子エネルギー水、波動水、セラミック水、脱酸素水
51	天然ハーブ精油(食用以外のもの)
52	トマト果実及び葉茎等の残さ
53	南天星
54	乳化剤
55	粘着剤
56	粘土
57	灰(かまどの灰)
58	廃油
59	醗酵モロミ残渣液
60	ハナズボミ
61	微生物培養エキス
62	ビターゼ
63	ビタミン類
64	ヒューミックアシズ
65	微量要素
66	プラスチック

67	風呂の残り湯
68	分散/展着剤(5%)
69	防腐剤
70	保存剤
71	マツ、松の根
72	豆粕(マメカス)
73	ミント類
74	籾殻酢液
75	有機ゲルマニウム
76	有機酸
77	有機溶剤
78	ワックス

別表2 資材の原材料に照らし使用量や濃度によっては農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがあるもの

番号	資 材 名	別名
1	アルキルエーテル硫酸エステルナトリウム	AES
2	硫黄	
3	イソプロピルアルコール	IPA、2-プロピルアルコール、イ ソプロパノール
4	エタノール(酒類を除く)	エチルアルコール
5	エチレングリコール	1,2-エタンジオール、エタン -1,2-ジオール、不凍液
6	塩化ベンザルコニウム	ベンザルコニウム塩化物
7	塩化マンガン	

8	 塩基性塩化銅 	
9	塩酸	_
10	1-オキシ-3-メチル-4-イソプロピルベンゼ ン	3-メチル-4-イソプロピルフェ ノール、イソプロピルメチルフ ェノール
11	オレイン酸ナトリウム	
12	過酸化カルシウム	
13	過酸化水素水	オキシドール
14	過炭酸ナトリウム	
15	過マンガン酸カリウム	
16	ギ酸カルシウム	
17	銀	
18	クレオソート	グアヤコール
19	クレゾール	
20	コロイド性炭酸カルシウム	
21	酢酸銅	
22	酸化鉛	光明丹(四酸化三鉛)
23	次亜塩素酸カルシウム	高度サラシ粉
24	次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ソーダ
25	ジクロルイソシアヌル酸ナトリウム	
26	ジベレリン	
27	脂肪酸	

28	脂肪酸グリセリド(デカノイルオクタノイル グリセロール)	
29	消石灰	水酸化カルシウム
30	シンナムアルデヒド	
31	水酸化カリウム	
32	水酸化ナトリウム	苛性ソーダ
33	ストレプトマイシン	
34	石灰窒素	シアナミド
35	ソルビタン脂肪酸エステル	
36	ソルビトール	ソルビット
37	炭酸カルシウム	
38	炭酸水素ナトリウム・銅液剤	
39	テトラオレイン酸ポリオキシエチレンソルビ ット	
40	銅イオン水	
41	ナフサク(αーナフタリン酢酸)	1-ナフタリン酢酸
42	ナフタリン	ナフタレン
43	二酸化塩素	
44	二酸化ケイ素(シリカゲル)	_
45	パラホルムアルデヒド	
46	パントテン酸カルシウム	ビタミン B ₅
47	ヒドロキシプロピルデンプン	
48	プロピレングリコールモノ脂肪酸エステル	

49	ベンジルアデニン	ВА
50	ホウ酸	
51	ポリエチレングリコール	PEG
52	ポリオキシエチレン-5-ラウリルエーテル	
53	ホルクロルフェニュロン	
54	ホルムアルデヒド	ホルマリン
55	メタノール	メチルアルコール
56	硫酸	
57	硫酸銅・生石灰(ボルドー液の原材料)	
58	OYK菌	
59	遺伝子組換え酵母	
60	黄いぼ虫生菌	アッセルソニア菌
61	硬化病菌	
62	光合成細菌	
63	黒きょう病菌	
64	コナガカビ	
65	コナガ顆粒病ウイルス	
66	コブノメイガ顆粒病ウイルス	
67	昆虫疫病菌(ハエカビ類)	
68	昆虫病原菌	
69	昆虫病原性ウイルス(顆粒病ウイルス)	

70	 昆虫病原性線虫類 	
71	糸状菌	
72	スタイナーネマ・クシダイ	
73	赤色イオウ細菌	
74	線虫捕食菌	
75	タラロマイセス・フラバス	
76	竹林菌	
77	トリコデルマ・ハルジアナム	
78	トリコデルマ・ビリデ	
79	トリコデルマ生菌	
80	ニカメイガ顆粒病ウイルス	
81	ネオジギテス・バービスボラ	
82	バーティシリウム・レカニ	
83	パスツーリア・ペネトランス	
84	バチルス・ズブチリス	
85	バチルス・チューリンゲンシス	ВТ
86	非病原性エルビニアカロトボーラ菌	
87	フォーマ菌	
88	フシダニカビ	ヒルステラ菌
89	ペキロマイセス・フモソロセウス	
90	ペキロマイセス菌(ペキロマイセス・フモソ ロセウスを除く)	

91	ペニシリウム属 (ペニシリウム・ピラーイ菌等)	
92	ヘミプタルセヌス・バリコルニス	
93	放線菌	
94	ボーベリア・バッシアーナ	
95	ボーベリア属菌(ボーベリア・バッシアーナを 除く)	
96	メタリジウム菌	
97	モナクロスポリウム・フィマトパガム	
98	緑きょう病菌	
99	アオバアリガタハネカクシ	
100	オオスズメバチ	
101	キアシナガバチ	
102	キイロスズメバチ	
103	クロスズメバチ	
104	コガタスズメバチ	
105	セグロアシナガバチ	
106	フタモンアシナガバチ	
107	モンスズメバチ	
108	スチレンポリマー	
109	石油(灯油) —	
110	ドライアイス	
111	パラフィン、パラフィンワックス	

112	漢方原材料(陳皮、苦棟皮、甘草(マメ科カンゾウ)を除く)	
113	大豆サポニン	
114	たばこくず・たばこ抽出物	
115	茶の実及び茶の実の粕	
116	ツバキ油、ツバキ油粕(椿サポニン)、ツバ キの種子	
117	ひまし油	
118	木酢タール	
119	アセビ	アシビ
120	アロエ	
121	キラヤ材	シャボンノキ
122	除虫菊	
123	スズラン	
124	Ty I ophora Asthmatica の葉	_
125	ユッカ(リュウゼツラン科)	
126	悪茄子	ワルナスビ
127	珪藻土	
128	動物の屎尿(家畜、うさぎ等を含む)	
129	ひとで	

別表3 法に規定する農薬の定義に該当しないもの

番号	資 材 名	別名
1	UV(紫外線)反射フィルム	

2	UVカットフィルム	
3	温風	
4	紙	紙マルチ
5	抗菌マルチ	
6	昆虫行動制御灯	黄色蛍光灯
7	紫外線投光器	
8	樹幹へのわら巻き	
9	水蒸気	
10	水田の水(深水栽培)	
11	太陽熱消毒法	
12	多目的防災網	
13	地中加温	
14	電撃殺虫器	
15	電灯、発光ダイオード等による照明	
16	熱湯	
17	粘着板・粘着シート	
18	爆音器	
19	反射マルチ	
20	防虫袋	果実袋
21	防虫網・寒冷紗	
22	水(普通の水)	
23	溝掘り	
24	誘蛾灯	

25	アイガモ	
26	アヒル	
27	牛	
28	カエル	
29	コイ	
30	スズメ	
31	ドジョウ	
32	羊	
33	フナ	
34	ホウネンエビ	オバケエビ、タキンギョ
35	ヤギ	
36	イタリアンライグラス	ネズミムギ
37	エンドウ等コンパニオンプラント	共栄作物
38	エンバク	オートムギ
39	ギニアグラス	
40	クロタラリア	こぶとり草
41	ソルゴー	こうりゃん、ソルガム <i>、</i> もろこし
42	マリーゴールド	
43	ラッカセイ	ナンキンマメ
44	緑肥作物	
45	EDTA-4Hのカルシウム塩	
46	塩化カルシウム	
47	カリ肥料	

48	クエン酸-3-カリウム	クエン酸トリカリウム		
49	グリセリン	1,2,3-プロパントリオ ール、グリセロール		
50	グリセリン脂肪酸エステル			
51	ケイ酸カリウム			
52	ケイ酸マグネシウム			
53	ケイ酸石灰			
54	コハク酸ナトリウム			
55	酢酸(食酢を除く)	氷酢酸		
56	硝酸カルシウム			
57	第三リン酸ナトリウム	リン酸三ナトリウム		
58	多価アルコール脂肪酸エステル	ショ糖ラウリン酸エス テル		
59	尿素	カルバミド		
60	ビタミンB ₂	リボフラビン		
61	フマル酸			
62	ホウ素及びその化合物(ホウ酸を除く)、ホウ素入りカルシ	シウム		
63	ポリリン酸カリウム			
64	有機酸カルシウム			
65	硫酸アンモニウム	硫安		
66	硫酸カルシウム	石膏		
67	硫酸マグネシウム	エプソム塩		
68	硫酸マンガン			
69	硫酸第一鉄	硫酸鉄(II)		

70	リンゴ酸	
71	リンゴ酸ナトリウム	
72	リン酸剤	リン酸肥料
73	アルファルファペレット	
74	液状活性炭	
75	寒天	
76	くず大豆	
77	くず米	
78	鶏ふん	
79	固形アルコール	
80	食用着色料	
81	天照石	見立礫岩
82	にがり	
83	ヒカゲノカズラの胞子	石松子
84	マーガリン	
85	木工用ボンド	
86	ろう	

3. 特定農薬(特定防除資材)の検討対象としない資材に関する指導通知

22 消安第 8102 号 平成 23 年 2 月 4 日

農林水産省消費・安全局農産安全管理課長

特定農薬(特定防除資材)の検討対象としない資材に関する指導について

特定農薬(特定防除資材)としての指定が保留された資材については、「農薬取締法の一部を改正する法律の施行について(通知)」(平成 15年3月13日付け14生産第10052号農林水産省生産局長通知)第2の3の(2)により、「使用者自らが農薬と同様の効能があると信じて使用するものは取締りの対象としないこと」とされてきたところである。

今般、「特定農薬(特定防除資材)の検討対象としない資材について」(平成 23 年2月 4日付け 22 消安第 8101 号・環水大土発第 110204001 号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知。以下「通知」という。)が発出され、これにより、特定農薬の検討対象としない資材が示された。このうち、通知別表 1 又は別表 2 に掲げる資材については、今後、使用者自らが農薬と同様の効能があると信じて使用する場合であっても取締りの対象とするので、貴職におかれては、貴局管内の都道府県に対して、その周知及び指導の徹底をお願いする。

なお、これらの資材のうち、農薬として効果を謳って販売されるものは、これまでも取締りの対象とされている。今回の通知により、これらの資材は登録を受けなければ農薬として製造、販売等をしてはならないことが改めて示されたことから、疑義資材(農薬登録を受けることなく、何らかの形で農作物等への使用が推奨され、かつ、農薬としての効果を標榜しているか、又は成分からみて農薬に該当し得る資材)に該当するものについては、「無登録農薬と疑われる資材に係る製造者、販売者等への指導について」(平成 19 年 11 月 22 日付け 19 消安第 10394 号農林水産省消費・安全局長通知)で示された手順により取り扱うよう、重ねてお願いする。

4. 特定農薬(特定防除資材)の検討対象としない資材に関する指導通知(団体)

22 消安第 8102 号 平成 23 年 2 月 4 日

関係団体 宛

農林水産省消費・安全局農産安全管理課長

特定農薬(特定防除資材)の検討対象としない資材に関する指導について

特定農薬(特定防除資材)としての指定が保留された資材については、「農薬取締法の一部を改正する法律の施行について(通知)」(平成 15年3月13日付け14生産第10052号農林水産省生産局長通知)第2の3の(2)により、「使用者自らが農薬と同様の効能があると信じて使用するものは取締りの対象としないこと」とされてきたところである。

今般、「特定農薬(特定防除資材)の検討対象としない資材について」(平成 23 年2月 4日付け 22 消安第 8101 号・環水大土発第 110204001 号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知。以下「通知」という。)が発出され、これにより、特定農薬の検討対象としない資材が示された。このうち、通知別表 1 又は別表 2 に掲げる資材については、今後、使用者自らが農薬と同様の効能があると信じて使用する場合であっても取締りの対象とするので、貴傘下団体に対し、周知方よろしくお願いする。

1. FDA 食品安全近代化法 (FSMA) に関する背景 (米国 1月 4日)

FDA 食品安全近代化法 (FSMA) に関する背景

米国 FDA

米国疾病対策予防センターの最近データでは、毎年食物に起因する疾病により約48 00万人(米国人6人に1人)が病気になり、12万8000人が入院し、3000人が死亡している。これは大きな公衆衛生上の負担であるものの、ほとんどの場合予防できるものである。

オバマ大統領が1月4日に署名し法律となったFDA食品安全近代化法(FSMA)は、FDAが食糧供給の安全性を保証することにより公衆衛生をより良く保護できるようにするものである。本法律により、FDAは主に問題発生後の事後対応に依存するのではなく、食品安全問題予防にもっと焦点を当てることができるようになる。本法律はまた、予防とリスクに基づく食品安全基準のより高い遵守率を達成し、問題が発生した場合はそれにより良く対応し収拾することを目的とする新たな取締り権限をFDAに提供する。本法律はさらに、輸入食品に国内食品と同じ基準を義務付ける重要な新手段をFDAに付与し、州・地方自治体当局とのパートナーシップにより統合された全国的な食品安全制度を構築することをFDAに命じている。

予防に基づいた新しい食品安全制度を構築するのは時間がかかることで、FDA はこの仕事を成し遂げるためのプロセスを作成中である。議会は本法律中に具体的な実施日を設定した。企業に食品のリコールを命令する FDA の新しい権限は速やかに発効するが、他の権限は FDA が規則やガイダンス文書を作成、発表することを必要とする。FDA に毎年与えられる資金が職員配置や重要活動を左右する上に、加えて FDA がどれだけ速やかに本法律を施行することができるかにも影響を与える。 FDA は、全ての利害関係者に意見を出す機会を与える公開されたプロセスを通して、本法律の要件を実施することに強い決意を持っている。

FDA の重要な新しい権限と権能には以下のようなものがある。法律の中で明記されている実施日は括弧の中に示されている。

予防

FDA は初めて、食糧供給全般にわたる包括的で科学に根拠を置いた予防管理を要求する法律に基づく権能を持つことになる。この権能には以下のことが含まれる:

- 食品施設に対する強制的な予防管理: 食品施設は予防管理計画文書を実施することを義務付けられる。これには、(1)食品安全に影響しうる危険の評価、(2)危険を大幅に軽減し、あるいは防止するために導入する予防措置や管理の特定、(3)この管理が機能していることを保証するために施設が管理措置を監視する方法の特定、(4)日常的な監視記録保持、(5)発生する問題を是正するために施設が講じる措置の特定。 (最終規則は法律制定後18ヶ月以内に策定)
- 強制的な農作物安全基準: FDA は果物と野菜の安全な生産・収穫のための科学に根拠を置いた最低基準を確立しなければならない。この基準は、自然発生的な危険とともに、無意識にあるいは故意に導入されうる危険を考慮しなければならず、土壌改良物質(堆肥のような土壌に添加する物質)、衛生状態、包装、温度調節、栽培地域の動物、水などに対処しなければならない。(最終規則は法律制定後2年以内に策定)
- 意図的な汚染防止の権限: FDAは、特定の脆弱な部分で食糧供給連鎖を準備 し保護するための科学に根拠を置いた軽減戦略の確立を含む食品への不純物の 意図的な混入から保護するための規則を発表しなければならない。 (最終規則 は法律制定後18ヶ月以内に策定)

検査と遵守

予防管理基準は、生産業者、加工業者がそれを遵守する範囲内でしか食品安全性を改善することができないことを、FSMA は認識している。それゆえ、FDA は、監督し、要件の遵守を保証し、問題が起きた時にはそれに効果的に対応することが必要になる。FSMA は FDA に、以下を含む検査と遵守の重要な新しい手段を提供している。

- 強制検査の頻度: FSMA は、リスクに基づいて、食品施設に対する強制検査の頻度を設定し、検査の頻度の即時増加を義務付けている。法律制定から5年以内に全ての高リスク国内施設の検査が行われなければならず、それ以後は3年ごと以上の頻度で行われなければならない。法律は、FDA に法律制定から1年以内に少なくとも600件の外国施設を検査し、向こう5年間毎年検査数を倍増することを命令している。
- 記録へのアクセス: FDA は、産業の食品安全計画と企業が保管を義務付けられる同計画実施を記載した記録を含む記録にアクセスすることができる。
- 認定された研究所による試験: FSMA は、一定の食品検査を認定された研究 所によって実施することを義務付けており、米国の食品試験を実施する研究所 が高い品質基準を満足させるよう保証するための研究所認定プログラムを確立

対応

FSMA は、予防管理措置にもかかわらず問題が発生する時に FDA が効果的に対応する ための手段を持つ必要性を認識している。

- 強制リコール: FSMA は、企業が FDA から安全でない食品を自主的にリコールするよう要請された後にそれを怠る場合、強制リコールを発令する権限を FDA に付与している。
- 拡大行政拘禁: FSMA は、法律違反している可能性がある製品を行政拘禁するためのより柔軟な基準を FDA に付与している。(行政拘禁は、FDA が疑わしい食品の移動を阻止するために FDA が使用する手続きである。)
- 登録の停止: FDA は、食品が重篤な健康上の結果あるいは死をもたらす合理的な可能性があると判断される場合は、施設の登録を停止することができる。登録停止された施設は、食品の流通を禁止される。(法律制定後6ヶ月以内に発効)
- 強化された製品追跡能力: FDAは、国内食品および輸入食品の両方を追跡し出所を辿って突き止める能力を強化するシステムを確立することを命じられている。それに加えて、FDAは、食品に起因する疾病の大量発生を防止・管理するために食品の受取人を迅速かつ効果的に特定する方法を模索し評価する試験計画を確立するよう命じられている。(試験計画は法律制定後9ヶ月以内に実施)
- 高リスク食品の追加記録保持: FDAは、連邦保健厚生省長官が高リスク食品に指定する食品を製造、加工、包装あるいは保管する施設に対する記録保持要件を確立する提案規則作成を発表するよう命じられている。(法律制定後から2年以内に実施)

輸入

FSMA は、輸入製品が米国基準を満たし米消費者にとって安全であることをより良く 保証するために前代未聞の権限を FDA に付与している。新しい権限は以下を含む。

• 輸入業者の説明責任: 初めて、輸入業者は外国の供給業者が生産する食品が 安全であることを保証する適切な予防管理措置を持っていることを検証する明 確な責任を持つことになる。(最終規則とガイダンスは法律制定から1年以内に策定)

- 第三者認証: FSMA は、資格ある第三者機関によって外国の食品施設が米国の食品安全基準を遵守していることを認証できるプログラムを設立する。この認証は、輸入品の通関を容易にするために使用することができる。(FDA が認証機関を認定するための制度は法律制定後2年以内に設立)
- 高リスク食品の認証: FDA は、高リスク輸入食品に対して信用できる第三者機関認証あるいはその他の遵守保証を添付することを米国への通関条件として 義務付ける権限を持つ。
- 自主的な資格輸入業者プログラム: FDAは、迅速化した審査に備える輸入業者のためと参加輸入業者からの食品通関のための自主的プログラムを設立しなければならない。適格基準は、他の事柄とともに認証施設からの食品を提供する輸入業者に限定される。(法律制定後18ヶ月以内に実施)
- 通関拒否の権限: FDA は、施設や同施設が位置する国が FDA によるアクセスを拒否する場合、その外国施設からの食品の米国通関を拒否することができる。

強化されたパートナーシップ

FSMAは、国内および外国の諸政府機関との公式な協力制度を構築する。本法律はそこにおいて、全ての食品安全官庁が我々の公共衛生目標を達成するために統合された方法で協力する必要を認識している。強化された協力関係の一例は以下の通りである。

- 州・地方自治体の能力構築: FDA は州・地方自治体官庁の食品安全・防衛能力を活用し強化する戦略を開発し、実施しなければならない。FSMA は、全国的な食品安全目標をより効果的に達成する州の能力に対する投資を円滑化するための新しい多年度助成金メカニズムを、FDA に提供する。
- 外国能力構築: 本法律は、外国政府・外国産業の能力拡大のための包括的計画を開発することを FDA に命じている。同計画の構成要素の1つは、外国政府および食品生産業者を米国食品安全要件に関して訓練する課題に対応することである。
- 他の官庁による検査への依存: FDA は、国内施設検査を増大させるという権能を果たすために、他の連邦、州、地方自治体官庁の検査に依存することを明確に認められている。FSMA はまた、FDA が、国内・外国の海産物施設・海産物輸入品の検査に関して資源を活用するための官庁間の合意を行うことを認めている。

全国的な農業および食品防衛戦略を開発・実施し、研究所ネットワークを統合した連合体を設立し、食物に起因する疾病の監視を改善するための追加のパートナーシップが要求されている。

注)「食品安全近代化法」は、直訳のため、「食品安全強化法」と訳される場合がある。

2. 食品安全近代化法に関する Q&A

質問項日:

- この国における食物に起因する疾病はどれほど大きな問題ですか?
- この法律はなぜ必要なのですか?
- この法律の主要な要素は何ですか?
- 米国の食品制度がもっと安全になるまでどれくらい時間がかかりますか?
- FDA は新しい規則を実施するための十分な財源を持っていますか?
- この法律はどのように輸入食品の安全性を高めるのですか?
- この法は FDA の食品規制の方法をどう変化させるのですか?

Q:この国おける食物に起因する疾病はどれほど大きな問題ですか?

A:約4800万人(米国人人6人に1人)が病気になります。疾病対策予防センターの最近のデータによると、食物に起因する疾病が原因で、毎年12万8000人が入院し、300人が死亡します。これは重大な公衆衛生上の負担ですが、概ね予防可能です。

Q:この法律はなぜ必要なのですか?

A:今日の世界的な食品流通連鎖にいる全員が、各段階で、疾病の原因になりうる危険を管理する責任と説明責任を問われることができるなら、食物に起因する疾病は概ね防止することができます。この新しい法律において、FDAはいま、食品安全へのアプローチを大幅に改善できる新しい予防に焦点を当てた手段と明確な規制の枠組みを持つようになります。例えば、FDAは初めて、食糧供給連鎖全般にまたがる包括的な予防に基づく管理を要求する法律による権能を持ちます。予防管理策には、食品施設が問題発生の可能性を防止するとか、最小限に抑えるために講じる措置を含みます。この新しい法律はまた、毎年諸外国

から米国に入ってくる何百万もの食品生産物のより大規模な監督を達成する FDA の能力を大幅に強化します。

Q:この法律の主要な要素は何ですか?

A:要素は5つの重要分野に分けることができます。

- 予防管理-FDA は初めて、食糧供給連鎖全般にまたがる包括的な予防に基づいた管理を義務付けるために立法化された権能を持ちます。
- 検査と遵守ー本法律は、検査が、安全な食品を生産する責任について産業の説明責任を問う重要な手段であることを認識しており、それゆえに、本法律は FDA がどれほど頻繁に食品生産業者を検査すべきかを指定しています。FDA は強い決意を持って、検査資源をリスクに基づく方法で適用し、革新的な検査アプローチを採用することに取り組んでいます。
- 輸入食品の安全性-FDA は輸入食品が米国基準を満たし米消費者にとって安全であることを保証する新しい手段を持っています。例えば、輸入業者は初めて、外国の供給業者が安全性を保証する適切な予防管理措置を実施していることを検証しなければならないことになっており、FDA は外国施設が米国の食品安全基準を遵守していることを証明するための資格ある第三者監査機関を認証することができます。
- 対応-FDA は初めて、全ての食品生産品に対して強制リコール権限を持つことになります。食品産業は概ね自主リコール要請を尊重していますので、FDA はこの権限を発動する必要があることは稀であろうと予想しています。
- 強化されたパートナーシップーこの法律は、我々の公衆衛生目標を達成するために、 米連邦、州、地方自治体、米領、部族、諸外国のあらゆる食品安全官庁間の従来からの協力を強化することの重要性を認識しています。例えば、法律は FDA に、州、 地方自治体、米領、部族の食品安全担当官の訓練を改善するよう命じています。

Q:米国の食品制度がもっと安全になるまでどれくらい時間がかかりますか?

A:予防に基づく新しい食品安全制度を構築するには長期的なプロセスが必要になります。 連邦議会は本法律の中で、具体的な実施期限を設定しました。強制リコール権限など一部 の権限は速やかに発効しますが、他の権限は FDA が規制とガイダンスの書類を作成・発表 することを必要とします。FDA は全ての利害関係者に意見を出す機会を与える公開プロセ スを通じて要件を実施するという強い決意を持っています。

Q:FDA は新しい規則を実施するための十分な財源を持っていますか?

A:我々が年間の予算サイクルと料金を通じて確保する財源は、我々が持つFTEの数に影響を及ぼし、本法律実施の方法を含めて、FDAが重要でかつ広範囲にわたる活動を処理する方法における要素となります。例えば、本法律の中に規定されている検査スケジュールはFDAの検査機能への負担を増大させます。追加の財源なくしては、FDAは、他の重要機能を危険に曝すことなく本法律を完全に実施する上で困難に直面します。FDAがその食品安全性・食糧防衛目標を達成するために十分な財源を保証されるよう、我々は議会とパートナーに協力してもらうことを期待しています。

Q:この法律はどのように輸入食品の安全性を高めるのですか?

A:米国の消費者は150カ国以上からの輸入食品の恩恵を享受しています。食品安全強化法(FSMA)は、輸入食品が米国基準を満たし米国の消費者にとって安全であることを保証するための新しい手段をFDAに付与します。本法律による新しい権限には以下のようなものがあります。

- 輸入業者の説明責任-輸入業者は、取引している外国供給業者が安全を保証するための適切な予防管理措置を実施していることを検証しなければなりません。
- 第三者機関認証-FDA は、外国食品施設が米国の食品安全基準を遵守していること を証明する資格ある第三者監査機関を認証することができます。
- 高リスク食品-FDA は現在、米国への通関の条件として、高リスク輸入食品に信用 のある第三者機関証明書の添付を義務付ける権限を有しています。
- 外国での検査に追加の資源が投入されます。
- FDA は現在、米国の検査を拒否した食品の米国への通関を拒否する権限を有しています。

FDA はワシントンの各国大使館の担当者向けに新しい本法律に関する背景説明を行い、世界貿易機関にも本法律に関する背景説明を行う予定です。

Q:この法は FDA の食品規制の方法をどう変化させるのですか?

A:この新しい法律では、予防を FDA の優先課題に位置づけています。FDA は初めて、食糧供給の全般にまたがる包括的で科学に根拠を置いた予防管理策を義務付ける立法化された権能を持つことになります。本法律に従って、食品施設に対する強制予防管理の実施と強制農作物安全基準への遵守が義務付けられます。FDA は、果物と野菜の安全な生産・収

穫に対する科学に根拠を置いた最低基準を設定し、土壌改良措置、労働者の健康と衛生状態、包装、温度調節、水、その他の課題に対処する提案規則を作成する過程にあります。 食品施設は、予防管理計画書を実施し、これらの管理策の実施を監視を行い、必要な場合 には施設が講じる是正措置を指定することを義務付けられます。

注)この法律は直訳すると「**食品安全近代化法」**となるが、米国での邦文翻訳は、「食品 安全強化法」となっている。

詳細については以下の米国 FDA の HP をご覧ください。

http://www.fda.gov/Food/FoodSafety/FSMA/ucm243808.htm



皇居東御苑の梅の花(M)

○ 第74回植物防疫研修会修了者名簿

第74回 植物防疫研修会修了者名簿

平成23年1月24日~1月28日

番号	氏 名	県		会 社 名	備	考
1	栃木久慶	北海道	30	(株)コハタ	,	
2	はやしかずのり林和則	北海道	35	(株)サングリン太陽園		
3	せるおおり	北海道	33	小柳協同(株)		
4	が場といか	青森	32	ナカノ農事(株)		
5	おりはいおおり	岩手	34	㈱水沢農薬		
6	草敬篙志	岩手	26	岩手農蚕㈱		
7	歌 袋 ぬ め り か か 藤 好 郎	山形	28	山形日紅㈱		
8	かだ れた 焼	茨城	34	㈱栗原弁天堂 茨城支店		
9	石橋貴之	神奈川	28	京浜興農㈱		
10	い石 は たか 時之 や 也	長野	32	㈱信陽堂薬局		
11	やしまかずとも	長野	27	(株)アグログリーン		
12	かい いかい とり かず とり 一次 藤 麻 和 人	新潟	31	(株)バイタルグリーン		
13	東嵩人	石川	25	日栄商事㈱		
14	が 離 彦	静岡	34	日本オーガニック(株)		
15	ty veta 森 功 はましま あきら 湾 嶋 光	愛知	54	トヨハシ種苗(株)		
16	湾 嶋 光	愛知	47	㈱山口旭薬局		
17	たれる 見せ	愛知	26	㈱石黒製薬所		
18	が き か き 樹	岐阜	25	㈱山正 岐阜営業所		
19	※ だがき	滋賀	42	㈱高岡屋		
20	たなべきはし	鳥取	30	(株)ランドサイエンス		
21	横部雄嘉	岡山	28	日植アグリ(株)		
22	西原伸彦	広島	25	大信産業㈱		
23	節井智也	徳島	35	㈱松村農園		
24	お ざき あき ひこ 尾 崎 彰 彦	愛媛	24	㈱三興化学工業所		
25	空盤敬記	愛媛	24	(株)金井商会		
26	宮田孝人	福岡	24	㈱温仙堂 福岡南営業所		
27	富岡祐樹	熊本	31	グリーンテック(株)		

************* 全農薬ひろば ************

セロジネ (Coelogyne cristata: セロジネ・クリスタータ)

今年の日本大賞はセロジネ・クリスタータに決定しました。 なんと 21 年かけて作り上げた 2000 輪の花。 もちろん一つの株から咲いていますセロジネの花はそれほど大きい花ではありませんがここまでたくさんの花を見ると圧倒されます。

セロジネ・クリスタータは、ヒマラヤ原産。標高 1000~2000mに生える着生ランです。普通は、花の中央(リップ)に黄色が入ります。花全体が純白色の 'ピュアホワイト' は極めて珍しく、100 年以上前に発見されイギリスに運ばれた個体が起源と言われている。



属名はギリシア語で「くぼんだ柱頭」の意味を持っています。 セロジネといえば、蘭展などで木の枠にしていますがしていますが、で見かけるものは、直径にして1.5mはをうたいと思われるような、非常に大株になっ

たものが展示されています。あそこまで大きくできるものなんだと、感心してしまいます。 純白な花弁に、黄色いアクセントの非常に涼やかな花が、特徴的です。



今回、受賞された江尻氏によると、この株を入手したのは、1990年。世界蘭会議のために訪問したニュージーランドのオークランドの会場でたまたま販売されていたそうです。純白のクリスタータがあるということは、文献で知っていて、何度となくヒマラヤを訪れても出会えなかった憧れの花だったため、「これだ!」とばかりの感激だったそうです。

我々が咲かせることのできる「セロジネ・ クリスタータ」はこの程度です。

花屋さんに売っているのもこのようなものです。(M)

花言葉:「夢 かなう」。